

平成 25 年 度 税制改正要望事項

平成 24 年 9 月



厚生労働省

目 次

＜医療関係＞	1
＜保険関係＞	5
＜介護・障害等＞	5
＜子ども・子育て＞	6
＜就労促進等＞	7
＜年金＞	8
＜生活衛生関係＞	9
＜その他（独立行政法人関係など）＞	10

※番号の前に＊印を付している項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目

医療関係

① 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

〔法人税、所得税〕

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて所要の対応を検討する。

＜参考＞平成 24 年度税制改正大綱より抜粋〔73 ページ〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

② 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

③ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

＜参考＞平成 24 年度税制改正大綱より抜粋〔75 ページ〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

④ 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

〔相続税、贈与税〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医療の継続に支障をきたすことのないよう、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する。

⑤ 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

社会医療法人の認定が取り消された場合に、取消日以前の所得(法人税法上の収益事業によるものを除く)はその会計年度に一括して益金又は損金に算入することとなっているが、社会医療法人の経営の安定性を確保する観点から、過年度分の所得には課税しない措置に改める。

⑥ 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設

〔所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税〕

救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い社会医療法人に対する寄附金について、寄附者に対する優遇措置を新たに講じる。

⑦ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

⑧ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

* ⑨ グリーン投資減税の見直し

〔所得税、法人税〕

病院等が、高効率な省エネ・低炭素設備等(太陽光発電設備や高断熱窓設備など)に投資をした場合に特別償却又は税額控除を可能とするグリーン投資減税について、エネルギー基本計画の見直しに伴い、所要の見直しを行う。＜経済産業省とりまとめ＞

*** ⑩ 研究開発税制(総額型)の拡充**

〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の8～10%について税額控除を可能とする制度について、現行では法人税額の2割を上限としているが、3割まで可能とする。

＜経済産業省とりまとめ＞

＜参考＞ 医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日医療イノベーション会議決定)抜粋

Ⅲ 分野別戦略と推進方策 Ⅲ－1 革新的医薬品・医療機器の創出

Ⅲ－1－1 研究開発の推進と重点化

- 長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。

4. 革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発に係る税制上の支援の推進

長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。(平成24年度以降、研究開発投資の政府目標達成に向け、継続的に実施する。：厚生労働省、経済産業省)

⑪ 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税、登録免許税等〕

厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会における議論等を踏まえ、薬事法など所要の法整備が行われる場合に、所要の措置を講じる。

⑫ 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における議論等を踏まえ、予防接種法など所要の法整備が行われる場合に、税制上の所要の措置を講じる。

⑬ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設

〔所得税、消費税等〕

平成24年5月に公布した新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に向け、特定接種に係る健康被害救済給付や医療関係者に対する損害補償に対し、税制上の所要の措置を講じる。

⑭ 難病患者等への税制優遇措置

〔所得税、相続税、個人住民税等〕

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、所要の法整備が行われる場合に、難病患者等の長期かつ重度の経済的負担にかんがみ、税制上の所要の措置を講ずる。

⑮ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていることをはじめ、平成25年度以降の「健康日本21(第2次)」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でたばこに関する数値目標を初めて設定したこと等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

＜参考＞たばこに関する目標

- ・成人の喫煙率低下（19.5%（H22） → 12%（H34年度））
- ・未成年の喫煙をなくす（0%（H34年度））
- ・妊娠中の喫煙をなくす（0%（H26年））※当該項目は「健康日本21（第2次）」のみの目標

- ・受動喫煙の防止
 - i. 行政機関（16.9%（H20年）→0%（H34年度））
 - ii. 医療機関（13.3%（H20）→0%（H34年度））
 - iii. 職場（64%（H23年）→受動喫煙の無い職場の実現（H32年））
 - iv. 家庭（10.7%（H22年）→3%（H34年度））
 - v. 飲食店（50.1%（H22年）→15%（H34年度））

⑯ 医療に係る消費税の課税のあり方について

〔消費税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

＜参考1＞ 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日)

消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等を行う高額投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

＜参考2＞ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を
開催する等の法律(平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当てをすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

保険関係

① 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等

〔国民健康保険税〕

国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年間に限って、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。

※特定世帯：二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯。

② 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しの検討

〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを検討する。

※住民税の非課税基準が見直された場合に実施。

③ 病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長

〔印紙税・国民健康保険税〕

病床転換助成事業に係る印紙税の非課税措置及び国民健康保険税に病床転換支援金を含める措置を5年間延長する。

介護・障害等

*① サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却や、固定資産税及び不動産取得税を減額する租税特別措置の期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。＜国土交通省とりまとめ＞

② 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税等〕

平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障害者の範囲への難病等の追加、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等がなされたことに伴い、所要の措置を講ずる。

③ 特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し

〔贈与税、相続税〕

特別障害者扶養信託制度について、「親亡き後」を見据え、障害が重度である特別障害者のみ非課税対象とする現行の取扱いを見直し、一般障害者も非課税対象とする措置等を講じる。

※特別障害者扶養信託制度：個人が、特別障害者を受益者として、金銭等を信託銀行等に預託した場合に、6,000万円を限度に贈与税を非課税にできる制度

④ 新たなサービス導入に伴う税制上の所要の措置

〔事業税〕

改正介護保険法により新たに導入された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」について、既存の医療系介護サービスと同様の非課税措置を講じる。

子ども・子育て

* ① 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

〔消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

＜内閣府とりまとめ＞

② 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

〔登録免許税〕

保育所の設置を促進するため、社会福祉法人以外の公益法人立の保育所についても、社会福祉法人と同様に登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

③ 高等技能訓練促進費に係る非課税措置等の創設

〔所得税、個人住民税〕

母子家庭の母等が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費を非課税とする等の措置を講ずる。

④ 子育て支援に係る税制上の措置の検討

〔所得税、個人住民税〕

平成24年3月15日の3党合意を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給及び年少扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

＜参考＞児童手当法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

就労促進等

① 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

② パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税〕

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

③ 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長

〔所得税、個人住民税、事業所税〕

駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対する職業転換給付金への課税の特例措置を延長する。

④ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

平成24年6月に成立した障害者優先調達推進法を受けて、就労移行支援事業所など、障害者の働く場に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置の適用期限を延長するとともに、適用となる「働く場」の対象の拡大を行う。

⑤ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

〔不動産取得税、固定資産税〕

心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

⑥ 「中小企業重度障害者等多数雇用施設設置等助成金(仮称)」の創設に伴う税制上の所要の措置 〔不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の減額措置と固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置について、新たな助成金の創設に伴い、その適用要件の見直しを行う。

⑦ 雇用促進税制の拡充 〔所得税、法人税、法人住民税〕

厳しい経済環境下での雇用を確保するため、当期の法人税額の10% (中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、税額控除の額を引き上げる等の拡充を行う。

⑧ グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設 〔法人税、法人住民税〕

国内の安定雇用の維持・創出を図るため、海外に事業展開している日本企業が、海外での利益を国内に還元して国内の設備投資を行い、国内の雇用を維持・創出する場合に、その整備した設備について、割増償却を認める。

⑨ 「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置 〔所得税等〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)に基づき平成24年秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

年金

① 厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税等〕

厚生年金基金制度等の見直しに伴い、必要に応じ税制上の所要の措置を講じる。

② 年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税〕

遺族年金の支給対象を父子家庭に拡大することに伴い、少額利子所得の非課税措置範囲の拡大を求める。また、被用者年金一元化に伴い、共済年金が厚生年金に変わる事等による所要の措置など、その他所要の措置を求める。

③ 年金課税の在り方の検討

〔所得税、個人住民税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等に基づき、世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなど、年金課税のあり方について検討を行う。

生活衛生関係

① 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

*② 商業・サービス中小企業活性化税制の創設

〔所得税、法人税、法人住民税〕

消費税の引き上げに備えて、生活衛生関係営業など経営の厳しい中小卸・小売・サービス業が、店舗の魅力向上に資する設備(カウンターや冷暖房設備など)や収益力を改善するための設備(POSシステムや看板など)を導入した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置を設ける。

＜経済産業省(中小企業庁)とりまとめ＞

③ 交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

※交際費の損金不算入制度：交際費(一人当たり5,000円以下の一定の飲食費等は除外。

大法人、中小法人の区別なく適用)について、期末資本金1億円超の大法人の場合は損金扱いにならない。また期末資本金1億円以下の中小法人の場合は、定額控除限度額600万円までのうち、交際費支出の90%相当額までしか損金計上が認められていない。

なお、個人事業主はいずれの制限もない。

その他（独立行政法人関係など）

① 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税、法人住民税、事業税等〕
「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）等に基づき、組織の在り方を見直す場合に、所要の措置を講ずる。

- （１）国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合
- （２）労働安全衛生総合研究所と労働政策研究・研修機構の統合
- （３）勤労者退職金共済機構の新法人移行
- （４）高齢・障害・求職者雇用支援機構の新法人移行（名称変更）
- （５）福祉医療機構の新法人移行（名称変更）
- （６）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の新法人移行（名称変更）
- （７）労働者健康福祉機構の新法人移行
- （８）国立病院機構の新法人移行
- （９）医薬品医療機器総合機構の新法人移行
- （１０）年金・健康保険福祉施設整理機構（地域医療機能推進機構）の新法人移行
- （１１）年金積立金管理運用独立行政法人の新法人移行
- （１２）国立高度専門医療研究センターの新法人移行

② 自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引上げ

〔法人税、法人住民税、事業税〕

今後予見される大規模災害時の共済金の円滑な支払いに備えるため、消費生活協同組合が実施する自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率について、当年度共済掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とするとともに、同法第57条の5第7項に定める洗替保証限度額率について、「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。

③ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続

〔所得税、印紙税、個人住民税等〕

戦没者の妻や父母に対する特別給付金について、所要の法整備が行われ、平成25年度以降も継続して支給されることになった場合には、戦没者等の妻と戦没者の父母等の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

④ 社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえた税制上の所要の措置

社会保障制度改革国民会議等での議論を踏まえ、制度改革を行う場合には、税制上の所要の措置を講じる。